

別表第1（第2条関係）

補強コンクリートブロック造の塀又は門柱の判断基準

判定区分	判断基準
1 高さ	2.2m以下
2 厚さ	(高さ2m以下の場合) 10cm以上 (高さ2m超2.2m以下の場合) 15cm以上
3 控え壁	高さ1.2m超の場合、長さ3.4m以下ごとに、高さの5分の1以上突出した控え壁あり
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり
5 基礎の根入れ 深さ	高さ1.2m超の場合、30cm以上
6 劣化状況	著しい傾き又はひび割れがない。
7 鉄筋の有無	内部に直径9mm以上の鉄筋が、縦横とも80cm以下の間隔で配筋されている。
8 鉄筋の定着	縦筋は壁頂部及び基礎の横筋に、横筋は縦筋にそれぞれかぎ掛けされている。

別表第2（第2条関係）

組積造の塀又は門柱の判断基準

判定区分	判断基準
1 高さ	1.2m以下
2 厚さ	その部分から壁頂までの垂直距離の10分の1以上
3 控え壁	塀の長さ4m以下ごとに、厚さの1.5倍以上突出した控え壁あり
4 基礎の有無	コンクリート造の基礎あり
5 基礎の根入れ 深さ	20cm以上
6 劣化状況	著しい傾き又はひび割れがない。